三　特別事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

主務大臣が、法第二十五条第五項の規定により認定を行うに当たっては、特別事業再編計画の実施期間（三年（当該特別事業再編計画に認定特別事業再編関連措置を行うのに必要な資金の貸付けを求めることが含まれる場合にあっては、五年）を超えないものとする。）の終了時において、法第二条第十二項第一号に掲げる措置及び同項第二号に掲げるものを行うことにより特別事業再編の対象となる事業部門において次のイの生産性の向上に関する目標の達成が見込まれるとともに、特別事業再編の対象となる事業を行う事業者全体において次のロの財務内容の健全性の向上に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。

イ　特別事業再編による生産性向上に関する目標

特別事業再編による生産性向上に関する目標は、特別事業再編計画の対象となった事業部門単位の計算において、次のいずれかとする。

⑴　特別事業再編計画の終了年度における減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の金額を総資産金額で除した値を百分率で表した値が、特別事業再編計画の開始の直前の事業年度（以下この号において「基準年度」という。）における当該値より三以上改善していること。

⑵　特別事業再編計画の終了年度における有形固定資産回転率の値が、基準年度における有形固定資産回転率の値より十パーセント以上改善していること。

三　特定事業再編による生産性及び財務内容の健全性の向上に関する目標の設定に関する事項

主務大臣が、法第二十六条第四項の規定により認定を行うに当たっては、特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間において特定事業再編の対象となる事業部門において次のイの生産性の向上に関する目標の達成が見込まれるとともに、特定事業再編の対象となる二以上の事業者がそれぞれの事業者全体として次のロ⑴の財務内容の健全性の向上に関する目標の達成が見込まれることを認定の要件とする。

イ　特定事業再編による生産性の向上に関する目標

特定事業再編による生産性の向上に関する目標は、特定事業再編計画の対象となった事業単位の計算において、次のいずれかとする。

⑴　特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における減価償却費及び研究開発費を控除する前の営業利益の金額を総資産金額で除した値を百分率で表した値が、特定事業再編計画の開始の直前の事業年度（以下この号において「基準年度」という。）における当該値より三以上改善していること。

⑵　特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における有形固定資産回転率の値が、基準年度における有形固定資産回転率の値より十パーセント以上改善していること。

⑶　特別事業再編計画の終了年度における従業員一人当たり付加価値額の値が、基準年度における従業員一人当たり付加価値額の値より十二パーセント以上改善していること。

⑷　⑴から⑶までのいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善していること。

ロ　特別事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標

特別事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標は、特別事業再編を行う事業者単位の計算において、次の⑴及び⑵を原則とし、これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。

⑴　特別事業再編計画の終了年度における有利子負債合計額から、現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、当該終了年度における留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が十以下となること。

［削る］

［削る］

⑶　特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における従業員一人当たり付加価値額の値が、基準年度における従業員一人当たり付加価値額の値より十二パーセント以上改善していること。

⑷　⑴から⑶までのいずれかに相当する生産性の向上に関する他の指標が改善していること。

ロ　特定事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標

特定事業再編による財務内容の健全性の向上に関する目標は、次の⑴及び⑵とする。

⑴　特定事業再編を行う二以上の事業者のそれぞれが、事業者単位の計算において、次のⓘ及びⓘⓘのいずれの基準も満たすことを原則とし、これに加えて、当該事業者の業態の特性等の固有の事情を勘案して柔軟に判断を行うものとする。

ⓘ　特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における有利子負債合計額から、現金預金及び信用度の高い有価証券等の評価額並びに運転資金の額を控除した額を、当該事業年度における留保利益の額に減価償却費及び前事業年度からの引当金増減額を加算した金額で除した値が十以下となること。

ⓘⓘ　特定事業再編計画の認定を受けた日以後三年を経過する日を含む事業年度までの間における経常収入の額が経常支出の額より大きい値となること。